独立行政法人家畜改良センター競争契約参加者等資格審査要領

（１３独家セ第４２号　平成１３年４月１日：抜粋）

（契約の種類）

第４条　競争参加資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。

一　建設工事契約（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）

二　測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量及び設計等に関する契約をいう。以下同じ。）

三　物品の製造契約

四　物品の販売契約

五　役務の提供等契約

六　物品の買受け契約

２　前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表１に掲げるところによるものとする。

（資格の審査）

第６条　競争参加資格の審査は、第４条第１項第１号及び第２号に掲げる契約にあっては２年、同条同項第３号から第６号までに掲げる契約にあっては３年に１回の定期の審査を行うものとし、必要と認めるとき又は前条ただし書の規定により申請があったときは、随時の審査を行うものとする。

２　前項の審査は、別記に定める基準により行い、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付けするものとする。ただし、年間の契約の件数が少ない業種又は競争に参加しようとする者が少ない業種については、等級の区分を行わないことができる。

（有資格者等）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者を競争参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）とする。

一　前条第２項、第１９条から第１９条の３まで及び第３３条の規定により等級に格付けされた者及び第３２条の規定により資格を有すると認められた者

二　第４条第１項第１号及び第２号の契約で農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領（平成１２年１２月１日付け１２経第１８５９号）に基づく競争参加資格を有する者

三　第４条第１項第３号から第６号までの契約で国（総務省所管）の統一資格である「全省庁統一資格」を有する者

２　有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の競争参加資格の有効期間は、競争参加資格の審査を申請した日の属する年度の翌年度から３年度間（第４条第１項第１号及び第２号に掲げる契約にあっては、2年度間）とし、随時の審査に係る有資格者の競争参加資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の満了の日までの間とする。

（有資格者としない者）

第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としないものとする。

一　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

二　競争参加資格審査申請書及び競争参加資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載

した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
三　経営状態が著しく不健全であると認められる者
四　建設業法第３条の規定による許可及び同法第２７条の２３第２項に規定する経営事項審査（第６条の定期の審査にあっては、告示（建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年１月３１日国土交通省告示第８５号）をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が第５条本文により理事長が定める期間の末日の１年７月前の日より後のもの、第６条の随時の審査にあっては、告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
五　数人の建設業者が共同して工事を施工するため協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号のいずれかに該当する者を含む者
六　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

（有資格者としないことができる者）
第９条　次の各号のいずれかに該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）は、その事実があった後３年以内の期間を定めて有資格者としないことができる。
一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
七　共同企業体で、その構成員に前各号のいずれかに該当する者を含む者

（有資格者名簿）
第１０条　理事長は、契約の種類ごとに有資格者名簿（様式１（その１））を作成するとともに、有資格者名簿（供覧用）（様式１（その２））を作成し競争参加資格の審査を担当する窓口において閲覧に供するほか、インターネットのホームページへの掲載を行うものとする。ただし、第７条第１項第２号及び第３号に規定する有資格者については、第４条第１項第１号及び第２号に掲げる契約の場合にあっては農林水産省大臣官房予算課が、同項第３号から第６号までに掲げる契約の場合にあっては総務省がそれぞれ作成し、閲覧に供し、インターネットのホームページへの掲載を行う有資格者名簿をもって代えることができるものとする。

（変更の届出等）
第１２条　有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、当該有資格者から競争参加資格審査申請書変更届（様式３）によりその旨を届出させるものとする。
一　住所
二　商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（ＦＡＸ）番号を含む。）
三　法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

四　許可・登録等の状況
五　営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（ＦＡＸ）番号を含む。）
２　申請者又は有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を競争参加資格審査申請書変更届（様式３）により届出させるものとする。
一　建設業法第１２条（同法第１７条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったとき
二　第８条第１号、第４号及び第６号の各号のいずれかに該当することとなったとき
３　理事長は、第１項の届出があったときは、速やかに有資格者名簿を訂正するとともに、契約責任者に当該変更事項を通知するものとする。
４　理事長は、前項の手続きを行った場合は、その変更した契約の種類毎に資格確認通知書（様式２（その１又はその２））、資格審査結果通知書（様式２（その３））又は登録確認通知書（様式１５）にそれぞれ「（変更）」の文字を付して、当該有資格者に対し変更した旨を通知するものとする。

（資格の取消し）
第１４条　契約責任者は、有資格者が第８条各号又は第９条各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、理事長に資格取消事由報告書（様式４（その１））を提出するものとする。
２　理事長は、前項の報告に係る有資格者の競争参加資格を取り消す必要があると認めたときは、当該有資格者の競争参加資格を取り消し、その旨を資格取消通知書（様式４（その２））により当該者に通知するとともに、当該者を有資格者名簿から抹消し、その旨を契約責任者に通知するものとする。

注：様式１（その１、その２）、様式２（その１、その２、その３）、様式３及び様式４（その１、その２）については省略